記

路　線　名	工　事　の　区　間	工事の種類	工事開始の日
一般国道468号 （首都圏中央連絡自動車道） （埼玉県桶川市大字川田谷から埼玉県久喜市菖蒲町上大崎まで）	埼玉県桶川市大字加納から埼玉県桶川市大字加納まで 埼玉県桶川市大字加納から埼玉県桶川市大字加納まで	新設工事	平成25年４月１日
一般国道468号 （首都圏中央連絡自動車道） （茨城県稲敷市沼田から千葉県成田市吉岡まで）	茨城県稲敷市沼田から茨城県稲敷市沼田まで 茨城県稲敷市江戸崎から茨城県稲敷市駒塚まで 茨城県稲敷市清水から千葉県香取郡神崎町大字松崎まで	新設工事	平成25年４月１日

高速道路「一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで及び海老名市中新田からあきる野市まで（あきる野インターチェンジを含まない。））」工事区間変更公告

中日本高速道路株式会社第16号

高速道路「一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで及び海老名市中新田からあきる野市まで（あきる野インターチェンジを含まない。））」の工事区間を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法第22条第１項の規定に基づき公告します。

平成25年3月29日　　中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　金子　剛一

記

工事の区間　旧）①茅ヶ崎市西久保から高座郡寒川町倉見まで
②高座郡寒川町倉見から海老名市門沢橋まで
③海老名市中新田から厚木市上依知まで
④神奈川県相模原市南区当麻
⑤八王子市南浅川町からあきる野市牛沼まで
新）①茅ヶ崎市西久保から高座郡寒川町倉見まで
②高座郡寒川町倉見から海老名市門沢橋まで
③海老名市中新田から厚木市上依知まで
④神奈川県相模原市南区当麻
⑤神奈川県相模原市緑区小倉から神奈川県相模原市緑区小倉
⑥神奈川県相模原市緑区城山から神奈川県相模原市緑区城山
⑦神奈川県相模原市緑区中沢から東京都八王子市南浅川町
⑧八王子市南浅川町からあきる野市牛沼まで
工事区間変更日　平成25年４月１日

高速道路工事完了公告

本会社において実施した高速道路の新設工事及び改築工事が下記のとおり完了しますので、道路整備特別措置法第22条第２項の規定に基づき公告します。

平成25年3月29日　　西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　石塚　由成

記

路　線　名	工　事　の　区　間	工事の種類	工事完了の日
近畿自動車道敦賀線	福井県小浜市岡津から福井県小浜市府中まで	新設工事	平成25年３月30日
近畿自動車道天理吹田線	大阪府門真市大字稗島	新設工事	平成25年３月30日
一般国道１号（第二京阪道路）	京都府京田辺市松井樫谷から大阪府門真市大字稗島まで	改築工事	平成25年３月30日

阪神高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成25年阪神高速公告第９号

平成21年阪神高速公告第10号で公告しました阪神高速道路の料金の額及び徴収期間について、その一部を平成25年４月１日から下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成25年3月29日　　阪神高速道路株式会社
代表取締役社長　山澤　俱和

記

１．記Ⅰ〔１〕４⑮⑥イｃ中「平成24年10月１日」を「平成25年４月１日」に、「平成25年３月31日」を「平成25年９月30日」に改める。

本州四国連絡高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

本州四国連絡高速道路株式会社公告平成25年第４号

本州四国連絡高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告した「料金の額及び徴収期間」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき公告します。

平成25年3月29日　　本州四国連絡高速道路株式会社　代表取締役社長　三原　修二

記

２⑶タ㈠③中「平成25年３月31日（日）」を「平成25年９月30日（月）」に改める。
２⑶タ㈡③中「平成25年３月31日（日）」を「平成26年３月31日（月）」に改める。
２⑶タ㈢の次に次のとおり加える。
㈣　尾道大橋連続利用企画割引
①　割引をする自動車
④の適用区間を通行する自動車のうち、広島県尾道市山波町字大山沖から流入又は流出する自動車。
②　割引率等
本割引適用後の料金の額は０円とする。
③　実施期間
平成25年４月１日（月）から平成26年３月31日（月）までとする。
④　適用区間
西瀬戸自動車道の広島県尾道市山波町字大山沖から同市高須町字有江西側までの区間。